

# 北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

令和7年12月16日

北海道知事 鈴木直道  
路線名 供用開始の区間 供用開始の期日  
道道 鷹栖東神楽線 旭川市東旭川町上兵村334番1地先から 令和7年12月16日  
同市東旭川町上兵村267番1地先まで

## 目 次 ページ

### 告 示

- 土地改良法による道営換地計画の決定 ..... (農業施設管理課) 29
- 道路の供用の開始 ..... (維持管理防災課) 29

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 ..... 29

### 道監査委員公表

- 地方自治法第199条第14項の規定による監査の結果に基づく措置状況の公表 ..... 30

### 道収用委員会告示

- 北海道収用委員会運営規則の一部改正 ..... 31

## 告 示

### 北海道告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、上富良野町東中東部地区東中倍本換地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和7年12月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年12月16日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道オホーツク総合振興局告示第125号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年12月16日

北海道オホーツク総合振興局長 野村博明

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 乗用自動車の賃貸借（オホーツク合同庁舎及び東部森林室）一式（1月当たりの単価） 4台分

イ 入札番号2 乗用自動車の賃貸借（北見高等技術専門学院）一式（1月当たりの単価） 1台分

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

#### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 契約期間 令和8年7月24日から令和13年7月10日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

#### (4) 納入場所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能な者

であること。

- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和7年12月16日（火）から令和8年2月6日（金）まで  
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日（月）から同月31日（水）まで及び令和8年1月2日（金）を除く。) の毎日午前9時（初日は午後1時）から午後5時（最終日は午後3時）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目  
北海道オホツク総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道オホツク総合振興局総務課需品係

### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 オホツク合同庁舎3階2号会議室  
(送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3  
丁目 北海道オホツク総合振興局総務課需品係)

- (2) 入 札 日 時 令和8年2月26日（木）午前10時30分（送付による場合は、  
同月25日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)と同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

### 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホツク総合振興局総務課のホームページ  
([https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsu\\_annai.html](https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsu_annai.html))においてダウンロードすることができる。

### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

### 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

### 10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道オホツク総合振興局総務課  
(2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目  
(3) 電 話 番 号 0152-41-0608

### 11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Car 4 sets  
b Lease of Car 1 set

B Bid tendering date and time : 10:30 A.M., February 26, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., February 25, 2026)

C Contact : Administrative Division, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan  
Phone : 0152-41-0608

### 道 監 査 委 員 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した令和5年度に係る行政監査の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、知事等から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情

報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ  
(URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/>) から閲覧することができる。

令和7年12月16日

北海道監査委員 村木 中

北海道監査委員 松山 丈史

北海道監査委員 深瀬 聰

北海道監査委員 佐藤 則子

## 道 収 用 委 員 会 告 示

### 北海道収用委員会告示第8号

北海道収用委員会運営規則（昭和47年北海道収用委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月16日

北海道収用委員会会長 八十島 保

第10条中「審理に」を「委員会が行うものを除き、審理に」に、「ならない。」を「ならない。ただし、あらかじめ会長又は指名委員の許可を受けた場合はこの限りではない。」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年12月16日から施行する。